

荒池ふるさとクラブ 会則

(名称)

第1条 この会の名称を「荒池ふるさとクラブ」(以下、「会」という。)とする。

(目的)

第2条 会は、「荒池なごやかファーム構想」の趣旨に賛同し、荒池緑地を次世代へ引き継ぎ生物の多様性を保全し、自然との共生を目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 会は、前条の目的を達成するために、名古屋市と協働して次の活動を行う。
(1) 森・里山を育てる活動として、植樹、間伐などの管理作業や動植物の生育・生息調査などを行う。
(2) 森・里山を学ぶ活動として、森・里山が育つしくみや、人との関わりなどを学ぶ活動を行う。
(3) 森・里山を楽しむ活動として、森・里山での遊びや自然体験、利用指導などの活動を行う。
(4) 自然観察会や講座の開催など、「荒池緑地」を普及啓発する活動を行う。
(5) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

(会員)

第4条 会の会員は、会の目的に賛同して入会した個人とする。
2. 会の会員になろうとするものは、入会申込書を会に提出し、年会費を納入しなければならない。
3. 会の会員は、会に届け出て、いつでも自由に会を退会することができる。

(会費)

第5条 会の会費は、年間次の金額(保険料を含む。)とする。
(1) 成年 2,000円
(2) 未成年者 500円
2. 退会した会員が既に納入した会費その他拠出品は、返還しない。
3. 年度途中の入会の場合は、年度末までの残存期間に応じて、一定の会費を徴収することができる。

(役員及び役員会)

第6条 会には、次の役員を置く。

(1) 代表	会を代表する	1名
(2) 事務局長	事務局を統率し会の日々の活動を主導する	1名
(3) 書記(事務局)	事務局として会の日々の活動を運営する	若干名
(4) 会計	会の経理処理を行う	若干名
(5) 監査	会の会計監査を行う	若干名
(6) 企画	書記と連携し会の運営全般の企画を行う	若干名
(7) 広報	書記と連携し会の広報活動を行う	若干名

2. 役員任期は、総会の翌日から次年度の総会の当日までとする。ただし、再任は妨げない。
3. 代表は必要に応じて、役員会を招集し、会の運営に必要な事項の協議を行うことができる。

(顧問及び助言者)

第7条 会に、顧問及び学識経験を有する助言者を置くことができる。

(運営委員と運営委員会)

第8条 会に、役員を補佐し、会の円滑な活動を推進するための運営委員を置くことができる。
2. 運営委員の任命および解任は、随時、代表が行う。
3. 運営委員の任期は、任命の当日から解任の前日までとする。
4. 代表は、事業計画及び収支予算その他必要事項について審議するため、定期的に運営委員会を招集することとする。
5. 会においては、運営委員会を総会に次ぐ意思決定機関とし、9条記載の総会議決事項以外の事項についての決定権を持つものとする。
6. 運営委員会における議決権は役員及び運営委員が持つこととし、その議事は、出席者の過半数で決する。
7. 会員は、随時、運営委員会に出席し発言することができる。

(総会)

第9条 会の総会は年一回とし、代表がこれを招集する。

2. 総会は、会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 次年度の事業計画及び収支予算

(2) 当年度の事業報告と収支決算

(3) 役員を選任

(4) 会則の変更

(5) その他会の運営上特に必要な事項

3. 総会は、本会の最高議決機関とし、会員の1/3以上の出席により成立する。

4. 総会の議事は、その総会出席者の過半数をもって決する。

5. 代表が必要があると認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

(事業年度)

第10条 会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

この会則は、2004年4月1日から施行する。

<改定履歴>

① 2005年3月12日 平成16年度総会……第2条

② 2008年4月12日 平成19年度総会……第5, 6, 8条

③ 2009年5月 9日 平成20年度総会……第6, 8条

④ 2017年4月22日 平成28年度総会……全面改定